

「丸亀市週休2日工事」 Q & A

Q 1 要領第2条の発注者指定型と受注者希望型の対象となる工事を教えてください。

A 1 原則すべての工事を発注者指定型として選定します。ただし、工事の施工条件等により対応が困難であるなど、週休2日に取り組むことが適切でないと思われる以下に該当する工事は、週休2日工事の対象外とします。

- ① 現場施工が1週間未満程度の短期間の工事
- ② 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- ③ 社会的要請等により強く早期の工事完成が望まれる工事
例 災害復旧工事、供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事
- ④ 工事施工時間や施工方法への制約が予測される工事
例 施設管理者からの施工時間の指定など、地域からの要望が予測される工事

Q 2 工事着手日とはどのような場合ですか。

A 2 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（施工に先だって行う、調査・測量、現場事務所の設置等工事施工上必要な準備に要する業務等をいう）に着手する日をいいます。

Q 3 要領第8条第1項のただし書きの「災害時の緊急対応、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業及びその他緊急等で発注者がやむを得ないと認める場合」とはどのような作業ですか。

A 3 次のような作業が考えられます。休工予定日にこれらの作業を行った場合は、休工日とカウントします。

- (1) 災害時の緊急対応
 - ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
- (2) 品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業
 - ・コンクリート養生等の施工品質を確保するうえで必要な作業
 - ・工程上特に必要な段階であると認められる時期における、第三者災害の防止作業や安全パトロール、警備
- (3) その他緊急等で発注者がやむを得ないと認める場合
 - ・受注者側の要因以外の要因等により当初からは想定し難い緊急的な休日作業が追加的に発生した場合の対応

Q 4 祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか。

A 4 休工すれば休工日の実績とすることができます。

Q 5 降雨等による予定外の休工日は、休工日の実績と考えてよいでしょうか。

A 5 休工すれば休工日の実績とすることができます。

Q 6 建築工事、電気設備工事、機械設備工事等の分離発注工事がある場合、休工日のカウントは各工事ごとに考えてよいですか。

A 6 分離発注工事がある場合、休工日のカウントは各工事ごとに扱ってください。

Q 7 要領第6条の内容とは、具体的にどのようなものになりますか。

A 7 週休2日を確実に実施することが確認できる工程表（別紙工程表例参照）を作成し、工程を検討します。なお、工期延長を行うことが入札公告等において明記されている工事は、工期延長後の工期で作成してください。

Q 8 要領第7条の工事中標示板は、どのような記載になりますか。

A 8 工事中標示板の記載例は次のようなものです。



Q 9 要領第10条の休工日の確保状況を確認できる資料とはどのようなものですか。

A 9 休工日の確保の状況を確認できる資料の例として、別紙週休2日確認シートを参考にしてください。

Q10 要領第12条の週休2日の達成状況の考え方を教えてください。

A10 達成状況には、以下の2つの状態があり、それに応じた経費補正を行います。

●月単位の4週8休

対象期間内の全ての月毎に現場閉所率（※1）が28.5%（8日／28日）以上の状態をいいます。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、達成しているものとみなします。

●通期の4週8休

対象期間内の現場閉所率が28.5%（8日／28日）以上の状態をいいます。

（※1）現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数／対象期間の日数×100

なお、第3条に記載のとおり、年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者が事前に対象外としている期間（受注者の責めによらずに現場作業を余儀なくされる期間）などは、対象期間に含まれません。

Q11 要領第12条の経費補正の内容はどのようなものですか。

A11 発注者指定型は、当初予定価格の積算は、月単位の週休2日の補正を行っているため、月単位で4週8休を達成できなければ、減額補正を行います。また工期全体で4週8休を達成できない場合も、減額補正を行います。補正については以下の通り、補正係数で除して設計変更を行います。

受注者希望型は、当初予定価格は週休2日の補正を行っていないため、達成状況に応じて設計変更を行います。

なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正します。

①土木工事標準積算基準（電気通信編、機械編、公園編を含む）

【月単位の週休2日（4週8休以上）】

労務費	1.04	機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費率	1.03	現場管理費率	1.05

【通期の週休2日（4週8休以上）】

労務費	1.02	機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費率	1.02	現場管理費率	1.03

・土木工事標準積算基準を適用する工事の市場単価のうち、土木工事22工種について補正を行う。（別表1参照）

- ・土木工事標準単価 25 工種についても補正を行う。(別表 2 参照)
- ・土木工事標準積算基準書(機械編)を適用する工事の労務費補正は、製作工(機設)は補正対象外とする。
- ・下水道工事市場単価方式の 7 工種について補正を行う。(別表 3 参照)

②港湾請負工事積算基準による工事

【月単位の週休 2 日(4 週 8 休以上)】

労務費	1.04	機械経費(賃料)	1.02
共通仮設費率	1.02	現場管理費率	1.03

市場単価については、下記のとおり補正するものとします。

- ・港湾請負工事積算基準を適用する工事の市場単価のうち、31 工種について補正を行う。(別表 4 参照)

③建築工事積算基準による工事

【月単位の週休 2 日(4 週 8 休以上)】

労務費 1.04

【通期の週休 2 日(4 週 8 休以上)】

労務費 1.02

市場単価等については、別表 5(建築)、別表 6(電気設備)、別表 7(機械設備)の補正率を用い、下記のとおり補正する。

【新営工事の場合、全館無人改修の場合】

- ・市場単価×新営補正率
- ・補正市場単価×新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・市場単価×新営補正率
- ・補正市場単価×新営補正率

物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)を採用する場合は、下記のとおり補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格×新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格×改修補正率

Q 1 2 要領第 1 3 条の明らかに受注者に週休 2 日に取り組む姿勢が見られなかった場合とはどのような場合か。

A 1 2 受注者が、工事着手日までに週休 2 日を考慮した工程を記載した施工計画書を工事監督員と協議しなかった場合等が考えられます。なお、その場合、工程管理における項目で「文書による改善指示」を行い、工事成績評価にも反映します。

※経過措置として第 13 条の規定は令和 6 年度に発注する工事には適用しません。

Q 1 3 要領第 3 条では、年末年始休暇 6 日及び夏季休暇 3 日間は対象期間から除くとのことですが、次のような場合はどのように取り扱うのですか。

例) 夏季休暇 3 日間の内に土日の休工予定日が重なる場合

8月																														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
					○	○						○	○						○	○						○	○			
					●	●						●	●							●	●					●	●			
														x																

⇒別途 2 日（土日の重なる部分）、休工日を設ける必要があるのか。

A 1 3 休工予定日（該当工事における休工予定が土日であれば「土日」）を休工日としてカウントすることができるものとします。したがって、対象期間外を設ける事によって 4 週 8 休が達成できない場合に、別途休工日を設ける必要はありません。なお、現場閉所率の考え方は以下のとおりとなります。

例) 8 月の閉所日：8 日（夏季休暇の土日を休工日予定）、となる場合

夏季休暇として除く日 = 3 日(夏季休暇) - 2 日(夏季休暇中の休工日) = 1 日

8 月対象期間 = 31 日 - 1 日(夏季休暇として除く日) = 30 日

$8 \div 30 = 26.66\% < 28.5\%$ (4 週 8 休未達成)

※月単位の現場閉所率が 28.5% 未満で未達成となったときは、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休 (28.5%) 以上を達成しているものとみなします。

上記の例では、

8 月の現場閉所日数 8 日 \geq 8 月の土曜日・日曜日の合計日数 8 日

(4 週 8 休達成)

Q 1 4 半日を休工する場合は、0.5 日の閉所としてカウントしてもいいのでしょうか。

A 1 4 現行制度では原則1日単位で実施の可否を確認するものであるため、0.5日の閉所としてカウントできません。

Q 1 5 夜間作業における現場閉所の取扱いはどのようになりますか。

仮に、金曜日 22:00 から土曜日 06:00 まで施工し、翌日の日曜日に 22:00 から月曜日 06:00 まで施工した場合、1日閉所日として扱われますか。

A 1 5 金曜 22時から土曜 6時の施工は、一般的に金曜（夜間）出勤であり、土曜出勤とは考えません。日曜 22時から月曜 6時についても同様に日曜（夜間）出勤となります。その間に挟まれた土曜については 24 時間以上休工を確保しており、現場閉所としての取り扱いが可能と考えます。